

Title	グレートバリアリーフケアンズセクションのゾーニングプランの変更について
Author(s)	敷田, 麻実
Citation	日本沿岸域学会研究討論会講演概要集, 7: 46-47
Issue Date	1994-05
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/16831
Rights	本著作物は日本沿岸域学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japanese Association for Coastal Zone Studies. Copyright (C) 1994 日本沿岸域学会. 敷田麻実, 日本沿岸域学会研究討論会講演概要集, 7, 1994, pp.46-47.
Description	

グレートバリアリーフケアンズセクションのゾーニングプランの変更について

敷田麻実（金沢大学大学院社会環境科学研究科博士課程）

1. はじめに

グレートバリアリーフはオーストラリアの北東部沿岸に位置する。南緯 10° から 24° にかけて、南北およそ2,300kmわたる、面積約34万4000km²の大珊瑚礁域である。ここには2500-2900の珊瑚礁と、約250の島が存在している。海域には、1500種以上の魚類と350種をこえるサンゴが生息する。

グレートバリアリーフの豊かな自然は、以前から観光客と観光産業にとって魅力的であった。1990年には70万人の観光客が訪れ、その数は毎年10%ずつ増加している。その結果、年間10億豪ドルの収入（1990年現在）が地域に発生していると推定されている。また魚類資源を利用した遊漁や漁業もさかんである。グレートバリアリーフは、1975年のグレートバリアリーフ管理法により、グレートバリアリーフ海中公園管理局（GBRMPA）が管理している。管理方法の基本はゾーニングである。

ケアンズセクションは、この海域の北から2番目に位置し、中でも利用度の高い海域である。1983年に最初のゾーニングプランが決められてた。しかし、その後の利用形態の変化、社会経済状況の変化にともなって、ゾーニングの見直しが必要になった。GBRMPAは1980年代末から90年代にかけてこのゾーニングプランを全面的に見直した。

これは海域の利用状況の変化がゾーニングプランに与える影響や、海域の管理手法のひとつであるゾーニングプランの特性を検討する上で重要な事例である。この研究は、ケアンズセクションのゾーニングプランの見直しの内容と特徴、その背景について分析することを目的とした。

2. 内容

(1) ケアンズセクションとその管理の状況

ケアンズセクションは、オーストラリア東部の都市ケアンズの沖合に南北400kmにわたって広がる、面積3万5000km²の海域である。グレートバリアリーフのセクションの中で面積では2番目に大きい。ケアンズが観光都市として発展しているため、海域の観光利用が急増した。

ゾーニングなどの海域の全体的管理は国の機関であるGBRMPAが担当している。その基本的姿勢は、グレートバリアリーフの保全と多目的利用（multiple-use）である。そのため観光から漁業まで各種の利用形態が混在している。また現場での日常的管理は、州政府の公園管理局が主に担当する。このように2つの管理主体が役割分担しながら管理するという特徴を持っている。

(2) 最初のゾーニングプランとその問題点

グレートバリアリーフ管理法による最初のゾーニングプランは、GBRMPAが1982-3年に策定した。表1からわかるように、基本的には自由に利用できるGeneral Use A, B Zoneの割合が90%以上で、海域の利用者による自由で多目的な利用を保証している。

しかし最初のゾーニングプランの決定から時間がたち、ケアンズセクションの利用形態が変化してくると海域の管理に問題が生じてきた。利用形態の変化は、おもに観光・レクリエーションで起こった。その内容は、①観光客それも組織化されたツアー客のリーフ観光が、1980年代の末から年間30%以上の伸びを示した、②高速艇の開発で、1日観光でアクセス可能なリーフの範囲が広がった、③航空機による観光が盛んになった、④浮棧橋など、リーフでの耐久構造物の設置が増加した、である。特に高速艇の普及の結果、20以上のリーフで日帰り観光ツアーが可能になり、100以上のリーフへ週1回のペースの観光ツアーが組まれるようになった。

このように、海域へのアクセス手段の改善によって、現行の海域管理法の見直しが必要になることがある。

表1 ケアンズセクションにおける1983年のゾーニングプランの内容（GBRMPAの資料から作成）

ゾーン名称	面積(ha)	割合(%)	リーフの数
General Use A Zone	2,581,705	73.76	35
General Use B Zone	759,500	21.70	157
Marine National Park A Zone	69,335	1.98	32
Marine National Park Buffer Zone	33,250	0.95	8
Marine National Park B Zone	29,750	0.85	24
Scientific Research Zone	21,000	0.60	9
Preservation Zone	5,460	0.16	4
合計	3,500,000	100.00	269

(3) ゾーニングの見直し過程と新ゾーニングプラン

GBRMPAはケアンズセクションのゾーニングを1988年から3年間かけて見直した。ゾーニングの見直し過程では、GBRMPAによる利用・海域管理情報の収集の他にも、2度の住民参加（public participation）が取り入れられた。特に、新ゾーニング案に対する意見提出そのうちの209件が個人利用者からのものであった。また内容は観光・レクリエーション利用に関するものが約1/3を占めた。この住民参加の過程は、特に不特定多数が多目的利用する海域では、少数利用者グループの利用情報として優れている。

また新ゾーニングプランでは、海域の名称の統一など日常の管理がしやすさが重視されている。さらに No Structures Subzone の設置で、構造物によるリーフ破壊を防いだ。

表2 ケアンズセクションにおける新ゾーニングプラン（GBRMPAの資料から作成）

ゾーン名称(案)	ゾーン名称(決定)
General Use Zone	General Use Zone
General Use (No Trawling) Zone	Habitat Protection Zone
Marine Park Recreation Zone	Estuarine Conservation Zone
National Park Zone	Conservation Park Zone
Preservation Zone	Buffer Zone
	National Park Zone
	Preservation Zone
	No Structures Subzone

3. 参考文献

- 1) Commonwealth of Australia, 1982: Great Barrier Reef Marine Park Act 1975, Commonwealth of Australia, Canberra, pp31
- 2) Great Barrier Reef Marine Park Authority, 1981: Nomination of the Great Barrier Reef for Inclusion in the World Heritage List, pp37
- 3) Great Barrier Reef Marine Park Authority, 1992: Zoning the Cairns Section, Reeflections, E. Elaine and L. Hall, June 1992, 5-13pp
- 4) Great Barrier Reef Marine Park Authority, 1989a: Great Barrier Reef Marine Park Cairns Section Zoning Plan for Public Review, pp59
- 5) Great Barrier Reef Marine Park Authority, 1989b: Great Barrier Reef Marine Park Zoning the Cairns Section: Summary of Public Comments and Resource Information, pp57
- 6) GBRMPA and QNPWS, 1986: Michaelmas Management Plan, pp19
- 7) Kenchington, R.A., 1990: Managing Marine Environments, 1st ed., Taylor & Francis, New York, pp248
- 8) QNPWS, 1980: Green Island Management Plan, Green Island Management Committee, pp23